

3月号

おおもり 青色便り



No.0652

一般社団法人 大森青色申告会

令和2.3.1

令和元年分の確定申告は済みましたか？

●所得税の申告&納付は・・・

申告期限：3月16日(月)

納付期限：3月16日(月) 現金納付の方
：4月21日(火) 口座引落の方

●消費税の申告&納付は・・・

申告期限：3月31日(火)

納付期限：3月31日(火) 現金納付の方
：4月24日(金) 口座引落の方



※申告会 3月の申告相談体制につきましては、次ページを参考にして下さい。

[注意] 3月16日(月)申告会では確定申告の提出相談はおこないません

～～所得税の申告内容に誤り見つけたら！～～

※「修正申告」や「更正の請求」は証明書類や帳簿の添付など、手続きが煩雑です。また、修正申告や期限後申告をされた場合には加算税・延滞税がかかる場合があります。今一度申告の見直しをおきましょう。

◆3月16日 までは **訂正申告**

◆3月17日 以降は **修正申告又は更正の請求**

会費の口座振替のお知らせ 令和2年4月～6月分：6,000円

令和2年4月6日(月)

会費お支払にあたり口座振替をご利用頂き誠に有難うございます。次回の振替日は上記日程となっておりますのでご確認の程宜しくお願い致します。また、口座振替のお手続きがまだお済ではない方は、是非この機会にお手続きをお願い致します。



会費未納の方へ納付のお願い

青色申告会は会員の皆様の会費で運営されております。当会報2面に確定申告期スケジュールを掲載しておりますが、確定申告期のご予約をとっていただく場合、令和元年度会費の未納がありますと、ご予約ご相談の受けをすることができません。先着順相談期間の場合も同様です。会費未納の方は、ご相談日当日に納付して頂くか、事前に納付して下さいようご協力をお願い致します。



また、12ヶ月以上会費が未納になりますと自動的に退会となってしまいます。未納で退会となった方が再入会されるケースが毎年見受けられますが、未納年度分の会費と合わせて翌年度分の会費も頂戴することとなりますので、ご理解ご協力の程を宜しくお願い致します。

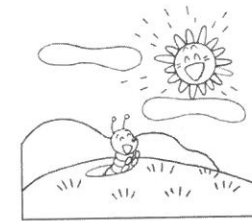
決算確定申告予約指導スタート

令和2年2月3日(月)から令和元年度決算確定申告指導がスタートしました。予約期間は3月9日(月)までとなりますので予約をお取りできない方は早めにご予約くださいますようお願いいたします。また、昨年度から決算確定申告指導を受ける際に1口1,000円以上の指導サポート料(決算カンパ)をお預かりすることとなりました。ご協力くださいますようお願いいたします。



事務局からの重要なお知らせ

3月17日(火)は創立記念日のため、3月18日(水)・19日(木)・23日(月)は税務研修のためお休みとなります。

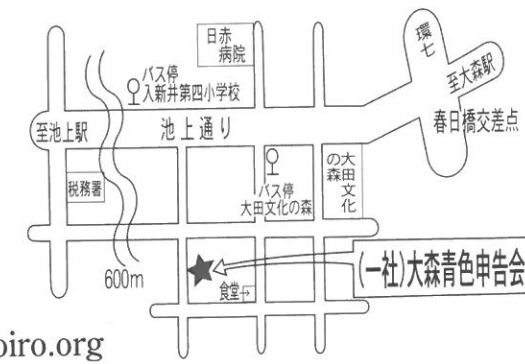


**青色共済・青色傷害会員増強
 キャンペーン実施中**
 只今3月14日までに
 青色共済・青色傷害に
 ご加入いただくと、
 先着150名様限定！
 ガラポンくじに挑戦
 できます！！
 ハズレは一切なし。
 ぜひこれを機会に
 青色共済・青色傷害への
 加入お待ちしております。



一般社団法人 大森青色申告会

責任者 会長 徳永 洋昭
大田区中央3丁目10-18
TEL: 03 (3771) 8859
FAX: 03 (3773) 6388
Eメール: aoiro-o@nifty.com
URL: <https://www.oomori-airo.org>



無料法律・保険相談
休止のお知らせ
繁忙期を迎え、1月から3月までの期間、無料法律相談・保険相談を一時休止させていただきます。4月より再開予定です。是非ご利用ください。

都税事務所からのお知らせ

個人事業者の方へ 事業所税(23区)の申告納付期限は3月16日(月)です

令和元年12月31日現在、次の要件に該当する方は、申告納付が必要です。

- ・ 資産割：23区内の事業所等の合計床面積が1,000㎡を超える場合
- ・ 従業者割：23区内の事業所等の合計従業者数が100人を超える場合

※このほか、以下の場合にも、申告が必要です。

- 前年に事業所税の納税義務があった場合
- 23区内の事業所等の合計床面積が800㎡を超える場合または合計従業者数が80人を超える場合

問：所轄都税事務所の事業所税班
(港都税事務所 03-5549-3800)

個人住民税の寄附金税額控除を受けるには確定申告が必要です

個人住民税の寄附金税額控除を受けるためには、確定申告書の「住民税に関する事項」欄に寄附先及び寄附金額等を記載し、領収書等を添付の上、税務署に申告する必要があります。

(所得税が課税されずに個人住民税のみが課税される方は、お住まいの区市町村に住民税申告を行ってください。)

※令和元年6月1日以後に支出された東京都に対する寄附金は、「ふるさと納税」(特別控除)の対象外となります。なお、当該寄附金は、引き続き基本控除の対象となります。

またその他の地方自治体については、各自治体へお問い合わせください。

詳細は、HPまたは下記問合先へ

問：主税局課税部課税指導課 03-5388-2969

※具体的な税額等に関する問合はお住まいの区市町村へ

青色コーナー従事者研修会開催される

青色コーナー従事者研修会が令和2年1月27日(月)及び同年2月10日(月)に新井宿会館に於いて行われました。青色コーナーは、2月17日(月)～3月16日(月)まで大森税務署の確定申告署外会場の池上会館に設置されるブースであり、青色申告制度の普及推進と会員増強を目的に設置されます。大森税務署担当官と事務局職員が講義等を行い、青色コーナーへ臨む事柄について話し合われました。

※当会会員の方は、青色コーナーでのご相談はご遠慮願います。

当会事務所での相談をお願いいたします。



3月の申告相談スケジュール

令和元年分決算確定申告の相談

- ・ 予約相談期間 3月2日(月)～3月9日(月)
☆土曜日の指導は3月7日の午前のみとなります。
☆お電話にてご予約下さい。

- ・ 先着順相談期間 3月10日(火)～3月14日(土)
☆受付時間 午前9時～午前11時30分、午後1時～午後3時30分
☆土曜日の指導は3月14日の午前中(受付は午前11時まで)のみです。
※最終日に近づきますと、大変混雑致します。お待ちいただく時間が長くなりますので、なるべく早めにお越し下さい。

3月16日は提出相談を行いませんのでご注意ください。

令和元年分消費税確定申告の相談

- ・ 先着順相談期間 3月24日(火)～3月31日(火) (土・日曜日はお休みです)
☆受付時間 午前9時～11時30分、午後1時～3時30分
☆消費税の確定申告は原則この期間での対応とさせていただきます。

